

法人登記申請を
される皆様へ**法人名のフリガナの記載・公表が始まります**商業・法人登記申請書に
フリガナ欄を追加【法務局】

平成30年3月12日から

法人番号公表サイトで
公表・データ提供【国税庁】

平成30年4月2日から

1. 概要

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29年5月30日閣議決定)の別表において、「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、(略)登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始」することが決定されました。

これを受け、平成30年3月12日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、登記申請書に法人名のフリガナを記載していただくとともに、平成30年4月2日以降、フリガナ情報が法人番号公表サイトを通じて公表されることとなりますので、お知らせします。

2. 登記申請書へのフリガナの記載及び法人番号公表サイトでの公表について**【フリガナの記載について】**

- ◆平成30年3月12日(月)以降、法務局に商業・法人登記申請書を提出する場合には、登記申請書の「商号(名称)」の上部に、法人名のフリガナを記載します。
- ◆フリガナは、**法人の種類を表す部分**(「株式会社」、「一般社団法人」など)を除いて、片仮名で、スペースを空けずに**詰めて記載**します。
- ◆商業・法人登記申請の機会がない場合には、フリガナに関する申出書(※)を管轄の法務局に提出して、フリガナを登録することもできます(手数料はかかりません。)
※ 申出書には、法人の代表者が管轄法務局に提出している印鑑を押します。

【フリガナの公表について】

- ◆**登記申請書や申出書に記載したフリガナは、法人番号公表サイトを通じて公表・データ提供されます。**
なお、法務局で法人登記をしない法人、外国法人及び人格のない社団等は、税務署に提出した届出書等に記載されているフリガナが公表等されます。
詳細については、法人番号公表サイトをご確認ください。

3. フリガナの記載及び公表の開始日

登記申請書へのフリガナの記載及び公表の開始日は、次のとおりです。

商業・法人登記申請書へのフリガナの記載開始

平成30年3月12日(月)

法人番号公表サイトでフリガナ情報の公表

平成30年4月2日(月)以降順次

登記申請に関する情報

商業・法人登記申請書の様式や記載例については、法務局ホームページをご覧ください。

「**商業・法人登記の申請書様式**」 houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html

登記申請手続については、管轄の法務局にお問い合わせください。

「**管轄のご案内**」 houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

法人番号に関する情報

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表され、マイナンバーとは異なり、利用範囲の制約がなく、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

法人番号公表サイト


www.houjin-bangou.nta.go.jp